

令和6年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和6年3月15日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副 町 長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教 育 長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	増本	直行
総務課長	吉田	隆	危機管理室長	曾我部	一彦
会計管理者	齋藤	和幸	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	長田	寿幸	都市計画課係長	西尾	正平
税務課長	池本	繁樹	総務学校教育課長	金井	和昭
町民課長	和田	美由貴	社会教育課長	中村	恒一
保健福祉課長	野津	千秋	布施支所長	山根	淳
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	近藤	勝志
エネルギー対策室長	野津	寿天	中出張所長	茶山	宏
商工観光課長	鳥井	登	中央公民館長	田中	拳
農林水産課長	河北	尚夫			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 村 上 克 樹 庶 務 係 長 齋 賀 千 春

議事の経過

○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9 時 3 0 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9 時 3 0 分 ）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 1 4 時 0 5 分 ）

（ 本会議再開宣告 1 4 時 0 5 分 ）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の議第4号「隠岐の島町水道事業給水条例の全部を改正する条例」から、議第40号「工事請負契約の締結について〔都万目の民家保存修理工事〕までの37件、及び議第52号「令和6年度隠岐の島町一般会計予算」から、議第62号「工事請負変更契約の締結について〔3災1901号町道油井21号線②道路災害復旧工事〕までの11件、並びに継続審査となっている各委員会及び、特別委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長1番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

それでは、総務教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

委員会の開催日ですが、議会閉会中の2月6日、臨時会の2月9日、定例会開催前の2月28日・29日、会期中の3月12日・13日・14日の計7日間、開催いたしました。付託案件に関しましては、別紙のとおりでございます。

審査の結果について、ご報告いたします。条例の一部改正、工事請負契約、令和6年度隠岐の島町一般会計及び特別会計予算につきましては、全て全会一致で「可決すべし」と、いたしました。

次に、「審査の経過及び主な意見・指摘事項につきまして」申し上げます。

まず、条例の改正につきましては、関係法令の改正や病診一元化による改正が主なもので、特に意見・指摘事項はありませんでした。

続きまして、議第52号「令和6年度隠岐の島町一般会計予算」につきましてご報告いたします。

まずは、町政20周年記念事業 記念誌発行費、33万円についてご報告いたします。

本年は、隠岐の島町が誕生し、記念すべき20周年を迎えるにあたり、町史を振り返るための記録写真集を作成し、発行するものであります。

委員からは「1,000部を作成する計画となっていたが、全戸に配れるようにしてはどうか」と指摘をしていたが、あれから検討はしていないのか「一つのけじめだから全戸配布できるようにしてほしい」「将来の子どもたちにとっても歴史的なものになるので、各家庭に配布できるような対応措置をしたほうが良いと思う」などの意見がありました。

執行部からは「500部は記念式典に来られた方々に配布するためのもので、あとは小中学校や町の公共機関、または町外・県外で関わりのある所に配布したいと思っている。また、デジタル化も予定しており、ホームページでの公開や「広報 隠岐の島」の中でもダイジェスト版や特集ページで紹介し、全世帯に広報をお配りすると考えている」との説明でありました。

委員会としては、引き続き“隠岐びとの心”を大切にしながら、未来につながる町政運営を展開するためにも、本町の20年の歩みと、発展を振り返ることは、大変意義深いものであると考えるので、増刷し、全戸配布を検討してはどうかと、指摘をいたしました。

次に、「隠岐病院・診療所運営支援事業」13億2,727万4,000円について申し上げます。隠岐病院の運営負担金11億2,021万4,000円、病診一元化により、診療所の隠岐広域連合への移管に伴う運営負担金2億706万円であります。本年4月1日より、町立診療所と訪問看

護ステーションを隠岐広域連合に運営を移管し、安心・安全な医療体制を整えることを目的に、隠岐病院及び各診療所等の運営費の一部を、町が負担するものであります。

委員からは「病診一元化に伴う、職員の処遇はどうなるのか」「これまで診療所に適用されていた補助金や、国保の特別調整交付金は隠岐広域連合に移管されても、交付されるのか」などの意見がありました。

執行部からは「各診療所の人事異動については、町からの派遣となるが、本人の意向を確認しながら、進めてきたところ、町職員の身分を有したままでの派遣を希望するに至っている。また、補助金や交付金の受給については、これまで通りで変わらない」との返答でありました。

委員会としては、病診一元化を実施することで、できる限り、診療所の休診日を減らすこと、また、より良い地域医療の推進や、人材の確保と育成など、持続可能な医療提供体制の構築に努めていただくよう、指摘をいたしました。

次に、防災対策事業「災害用備蓄整備事業」127万円についてであります。委員からは「災害用備蓄品の内容と、その保管場所について、住民に周知しているのか」「島根県の備蓄物資整備計画等の見直しが行われる予定があり、それに伴い本町も見直しを行う予定になっているが、アレルギー対応食や離乳食、介護食までも、対応しているか」などの意見がありました。

執行部からは「保管場所と内容について公表はしていないが、役場本庁、各支所等で備蓄をしている。また、アレルギー対応食・ミルク・離乳食等にも対応している」との返答でありました。

委員会としては、災害に備え、普段から十分な備蓄対応を怠らないようにしておくべきものと、指摘をいたしました。

続きまして、「所管の調査事項」について、ご報告いたします。まず、はじめに、「新型コロナワクチン接種」について申し上げます。

新型コロナワクチンの無料接種が本年3月31日で終了することに伴い、これまでの状況説明がありました。

委員からは「これまでのワクチン接種では、本町は非常によく対応されていたと思う」「5類になって国の責任による予防接種は終わるが、コロナにかかった人で後遺症に悩んでいる方、治療をしている方の把握はしているか」などの意見がありました。

執行部からは「島根県と隠岐保健所に確認をしたところ、島根県のホームページに相談窓口があり、本町のホームページからも確認ができるようにしているが、まずは「かかりつけ医」に相談をしてもらいたい。また、4月から新型コロナウイルスは、インフルエンザと同様の対応となるため、4月以降の「お知らせ便」で掲載し、町民の皆様にお伝えする予定としている」との説明でありました。

委員会としては、これまでの新型コロナワクチン接種の対応に対して、敬意を表します。そして、引き続き、情報収集に努めることで、感染症予防対策や新型コロナウイルス後遺症のケアサポートに取り組むよう、指摘をいたしました。

次に、予算説明資料について申し上げます。

委員会審議での意見であります。予算を説明するための「予算説明資料」について、委員から「年々記載が簡素化しているので、予算の算出根拠、例えば、補助率及び数的なもの、場所などは記載してもらいたい」との意見がありました。

執行部からは「予算説明資料、できるだけ理解できる記入の仕方を考えたいと思う」との返答でありました。

委員会といたしましては、今回の説明資料で申し上げますと「予算説明資料7」を説明するための「資料3」が300ページを超えており、できるだけ「予算説明資料7」で分かりやすく、詳細に記載することで、充実を図るよう指摘をいたしました。

なお、所管の調査事項は、閉会中も継続いたしまして調査・研究を行います。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員長 8番：菊地政文 議員

○8番（菊地政文）

それでは、産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

常任委員会開催日、1月18日、2月6日、28日、29日、3月12日、13日、14日の7日間です。

付託案件は28件、要望1件、審査の結果、議第52号「令和6年度隠岐の島町一般会計予算」について、賛成少数で「否決すべし」とした。ほかの議案については全て全会一致で「可決すべし」としました。

主な審査の経過及び意見、指摘事項について、議第52号「令和6年度隠岐の島町一般会計

予算」(1) 隠岐の島町観光協会補助事業 5,156 万 9,000 円。

本事業は隠岐の島町観光協会に対し、協会職員の人件費及び事務経費について、補助金を交付するものです。来年度より体制強化と隠岐ジオパーク推進機構との連携強化を目的に、新たに専務理事の配置をするとの説明を受けました。

専務理事については、令和 4 年 9 月定例会において、産業建設常任委員会より専務理事の必要性や管理責任等が不明瞭であることから、配置については慎重にすべきと指摘されました。

「専務理事の配置によって住民に誤解を招きかねない」など厳しい意見があった一方、「今後の観光協会の改革に期待したい」との意見もありました。

3 月 12 日に町観光協会の役員 2 名にヒアリング調査を行った。役員からは 3 月末までに理事会で専務理事を互選し、4 月 1 日から働いてもらいたいとの意向を聞いたが、その後担当課から 3 月中の理事会の開催は難しく、4 月中に理事会を開き専務理事を互選し、その後 6 月の総会で決定すると町観光協会から報告を受けているとの説明がありました。また観光協会役員から専務理事の必要性についても説明があり、担当課からは住民の誤解を招かないように進めていきたいとの答弁がありました。

(2) 木質ペレット製造施設管理運営事業 5,151 万 7,000 円。

木質ペレット発電事業補助金 1,500 万円。本事業は、隠岐グリーンパワー合同会社が行う木質ペレット発電事業に対する補助金と、ペレット製造施設管理及び製造業務に対する委託料である。

委員からは、「ペレット工場の収支計画に信憑性がない」「森林環境譲与税の大半を一民間企業に投入することはおかしい」「地元の林業者にメリットが少ない」「将来的に町の財政から多額の補填をし続けることが予測される」また「事業を推進する中で、見直しをする必要がある」など厳しい意見がありました。

担当課からは、「2050 年までに CO₂ 排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指すための大事な事業である。本事業によって里山保全や林業の活性化などのメリットもあり、本町の重点取り組みの一つとして位置付けている、ペレット発電事業を進めていく」との答弁であった。

委員会としては本町の重点取り組みと理解はするものの、収支計画には既にずれがあることや、将来負担が大きいことから、計画性をもって慎重に進めるよう指摘しました。

(3) ふるさと納税業務委託費、2,884万8,000円。

ふるさと納税を通して自主財源の確保を推進するとともに、特産品のPR・販路拡大を推進するもので、現在、民間事業者に委託しており、効率的かつ効果的な業務遂行を図るとともに、地元企業への新たな雇用機会を創出するものであります。

目標金額が届かない現実に、委員からは「効果検証をし、しっかりプロモーションをしてもらい、設定目標に近づくよう努力して欲しい」との意見がありました。また、「地域おこし協力隊員を専任し、この事業に携わってもらい、卒業する時点で起業をしてもらうのが望ましいのではないか」「在籍中に培ったノウハウで委託業者になって貰い、隠岐の中での仕事として、PRや商品造成をして、普段より地域振興課と情報交換をしながら業務に就いてもらいたい」との意見がありました。

(4) 隠岐温泉GOKA管理運営事業。第2泉源改修工事実施設計業務537万9,000円。

施設の老朽化に伴う湯量や水位の低下が懸念されることから、泉源調査の結果をもとに第2泉源を改修し温泉を地域資源として有効活用し地域の活性化を図るものである。

温泉施設については当初の予定通り、施設の大規模改修が必要になった時点で、廃止する方針ではあるが、第2泉源は近隣の施設に送湯しており、今後も泉源については活用をしていきたいとの考えにより「改修業務を行いたい」と担当課から説明がありました。

委員からは「湯の温度、湯量、パイプの中の砂利などが気になるところだが、大丈夫なのか」また「入浴の需要があるならば、近隣の施設での一般開放も良いのでは」との意見もありました。

執行部からは、今後、第2泉源の利活用については、有効に使う方法を考えて行くとの答弁があり、委員会としては、利活用について議会や住民に説明しながら検討するよう指摘しておきました。

要望第1号 町内事業者と地域の持続的発展に向けた景気喚起策事業の実施について

提出者：隠岐の島町商工会 会長 金田 隆徳氏

地域経済における新型コロナウイルス感染症の影響も徐々に収まりつつあるが、物価・資源高や円安により、経営環境は先行きが見通しづらい状況になっており、町内事業者の経営環境が今なお厳しい状況である。この現状を打破するために、町内の消費活動を活性化するのに即効性のある、「プレミアム付き商品券」や「地域限定クーポン券」の発行など、景気喚起策事業の実施を求める要望書が提出された。

委員会では、4月から「プレミアム付き商品券事業」が始まる予定になっているため、物価高など予断を許さない状況が続くと予想されていること、引き続き経済支援などが必要であることから、全会一致で「採択すべし」としました。

それでは、最後に「調査事項」。移動販売“らとこんた”（株）前川商会は3月末をもって撤退するとの報告がありました。

本町においては買い物困難者への対応として、移動販売を中心に補助金などの支援を行ってきましたが、本町における移動販売事業の継続が困難になり、今月末をもって撤退するとの報告がありました。

委員からは「社会福祉協議会の配食サービスなどと連携してみてもどうか」などの意見も出ました。

担当課からは移動販売を実施する商工業者への支援施策から、買い物困難者への福祉的な施策への切り替えを視野に、宅配サービスなど新たな方法を福祉部門と調査研究していくとの報告がありました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究いたします。

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第4号「隠岐の島町水道事業給水条例の全部を改正する条例」から、議第40号「工事請負契約の締結について〔都万目の民家保存修理工事〕」までの37件、及び議第52号「令和6年度隠岐の島町一般会計予算」から、議第62号「工事請負変更契約の締結について〔3災1901号町道油井21号線②道路災害復旧工事〕」までの11件の計48件、及び、諮問第1号から諮問第3号までの「人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて」の3件、並びに本日の議事日程第1で行いました、委員長報告について一括して討論に付します。

まず、反対者の発言を許します。

3番：藤野 定幸 議員

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

私は、「ペレット発電事業」に対して、反対討論を行います。

まず今回、ペレット製造管理事業において、2,200万円を一般財源からまたペレット発電事業において、森林環境譲与税1,500万円を補助してまで行うこの事業の正当性、及び公共性に疑問を持ちます。

カーボンニュートラル宣言した本町の考えに沿った事業だとは理解しております。

まず、ペレット発電事業をするためのペレット製造で発生するCO₂、それを使用して、発電事業をして発生するCO₂、それと同時に最初に、電気をつくるときのCO₂と3回のCO₂が発生する事業に対しての効果を考えると、まず疑問に思います。

まして、令和7年度のペレット発電事業だけでも、森林環境譲与税3,480万円を、一民間企業に補助することの正当性に対して疑問に思うからです。

それよりも、森林環境の整備、また、林業従事者の育成などに使用するべきだと思います。

今後のペレット発電事業に対し、森林環境譲与税などを毎年6,000万円ぐらい補填していかないといけないような事業になりはしないかと危惧しています。

今後のためにも、住民のためにも、まずみんなが納得できるように立ち止まり精査するべきだと思います。

まず、本当に必要な事業か。このようなやり方でよいのか。住民が本当に納得してくれるのか、今一度、検討するべきだと思いますので反対いたします。

以上です。

○議長（ 池 田 信 博 ）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番：米澤 壽重 議員

○14番（ 米 澤 壽 重 ）

本定例会に上程されました、「再生可能エネルギー事業」と「木質ペレット製造施設管理運営事業」に関して、賛成討論を行います。

木質ペレット事業は、本町の恵まれた森林資源を有効に活用し、木質バイオマスエネルギーの推進と里山の保全を狙いに始めた事業であります。

また、平成26年7月には国より、バイオマス産業都市構想の認定を受け、平成30年10月には、木質ペレット製造工場の竣工となりました。それを受け、公共施設のペレットボイ

ラーの設備導入を見込み、計画を進めてまいりました。

しかしながら、設備導入費が想定外の高額となり、施設整備に歯止めがかかり、当初の計画の見直しをせざるを得ない状況となりました。

このような予期しない事態により、ペレットボイラー導入によるペレット熱利用の取り組みは、新たな施策の推進が強く求められたところでございます。まさに今、国が進めている「2050 脱炭素社会」の実現に向け、再生可能エネルギー施策や、省エネルギー施策の早急な対応が求められております。

既にご承知のように、本町においては、エネルギー施策の指針となる「地球温暖化対策実行計画」を令和5年4月に策定しました。それを受け、本計画の重点取り組みの一つであります木質ペレット発電事業の推進を計画することとなりました。

このペレットの安定した供給先の確保や、産官の投資により経済への波及効果が期待され、地域振興に大きく貢献するものと思われまます。

また、業務委託先をウッドヒルから、隠岐グリーンパワー合同会社へ移行することにより、ペレット製造と、発電事業を一体的に運営することで、事業の効率化が期待されます。

さらに、ペレット製造により、未利用材の有効活用と、林業事業体の収益増が図られ、里山の保全と防災、減災が図られます。

特に民間大手企業との連携により、ペレット工場の安定した経営が可能となります。

私が今述べた理由によりまして、「再生可能エネルギー事業」と「木質ペレット製造施設管理運営事業」に賛成いたします。

議員各位におかれましては、本議案に賛成いただきますようお願い申し上げます。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（池田信博）

次に、原案に反対者の発言を許します。

9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（西尾幸太郎）

それでは、議第52号「令和6年度隠岐の島町一般会計予算」のうち、再生可能エネルギー事業木質ペレット発電事業補助金1,500万円、木質ペレット製造施設管理運営事業5,151万7,000円について、反対の立場で討論いたします。

私は、平成29年3月定例会において、新エネルギー事業木質ペレット熱利用設備整備補助

金、木質ペレット製造施設整備事業費、五箇中学校暖房機器整備事業費について反対の立場で討論し、採決でも反対いたしました。

反対の理由は、平成25年に町執行部から示された木質ペレット関連事業の総事業費から大幅に事業費が膨らみ、事業計画の実現性も不確かなものになったことから、一度立ち止まって事業計画を見直し、改めて議会や住民に対して、事業内容の再提案を行うべきとの趣旨でした。

あれから公共施設へのペレットボイラーの設置も、莫大な事業費がかかることが判明し、断念せざるを得ない状態になり、また、ペレット製造施設についても黒字とは程遠い運営をすることになり、多大な町費を費やす結果となりました。

今議会では、再生可能エネルギー事業木質ペレット発電事業補助金1,500万円、木質ペレット製造施設管理運営事業5,151万7,000円が提案され、説明を受けました。

しかし、令和6年度のペレット製造施設の事業計画を確認したところ、当初説明を受けていた計画より、人件費が400万円以上増額されており、このままでは100万円の黒字どころか、300万円の赤字で運営することになるが大丈夫かと指摘したところ、2日後の委員会では、令和7年度の計画で、ペレット販売単価が1キロ45円から50円に変更され、原材料の丸太材、これは未利用材のことだと思うんですが、購入単価が1トン6,000円から5,454円に減額変更されていました。

また、ペレット発電事業においては、ペレット購入単価の上昇分を吸収するためか、当初、森林環境譲与税から3,000万円をこの事業に赤字補てんする計画が3,480万円と480万円増額される計画となりました。原材料の仕入れ単価の減額は、林業事業者の皆さんにこの2日間で了解を得たのでしょうか。

また、町は木質ペレット関連事業に対して一体幾らの町費を投入するつもりなのか。以前に委員会に示された経済効果の資料についても、7項目のところに、固定資産税、法人税収入で900万円の増収が見込まれるとありました。

しかし、現在の計画では、租税公課の部分についても、町の補助金で行うこととなっており、既に経済効果の試算も変更されているにもかかわらず、この点についても議会や町民に対して何ら説明がされておられません。

今定例会の「総括質疑」で私が、租税公課のうち、税金の部分に補助金を充てるのは問題があるのではないかとの指摘に対しても、明確な答えを聞くことはできず、また、補助金の

積算根拠についても明確に示されておりません。

平成 29 年の反対討論の際にも申し上げましたが、私は、木質ペレット事業を進めること自体を完全に否定しているわけではありません。

既に事業自体に問題点が明らかになっているのならば、一度立ち止まって事業計画を再検討し、この事業を進めるためには何が問題で、問題解決のためには何をしなければならないのかを議会や住民に示し、理解を得てから進めるなら進める、再検討した結果、どうしても問題解決できないのであれば、初期投資はしたものの撤退の判断をする必要があるのではないかと断言しているのです。

平成 29 年の反対討論の際に申し上げたことを再度申し上げます。

ここで一度立ち止まり、しっかりと調査と事業計画の見直しを行った上で、これらの事業予算は計上すべきであり、令和 6 年度の一般会計予算から取り下げるべきであります。

議員各位にはご賛同いただきますようお願い申し上げます、反対討論を終わります。

○議長（池田信博）

次に、賛成者の発言を許します。

12 番：前田 芳樹 議員

○12番（前田芳樹）

それでは私は、議第 52 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計予算案」に対して賛成討論を行います。

“お釈迦様に説法”ではありませんが、当初予算とは、年度ごとに 1 年間の収入と支出の見込み計画をまとめた予算で、基本的には、この予算をもとに、住民の利益実現を想定した各事業が実施されるわけです。

当初予算が編成されるのは、年度開始前の 1 回限りで、年度開始日前の 3 月 12 日までに議会に提出をし、議会の承認議決を経なければならないとされています。

予算案の編成権と提案権は首長にあり、議会は、これらを侵害してはならないのは言うまでもありません。

議会は住民の立場に立って、予算案を住民のものとして審議をし、その可否を決定しなければならない責務を住民から負託をされています。

議案不可分の原則からすればですね、今回提案されている議第 52 号「隠岐の島町一般会計予算案」は、一部分の否決を想定していても、総額 200 億 5,000 万円の全体を否決すること

になるのです。

そうなれば、行政の行政執行の一時停止状態に陥ります。

果たしてこれが住民の利益になるのかと大きな疑問を抱きます。

住民の利益実現を思い起こせば、1日たりとも行政の停滞を招かないようにするべきです。

今回の予算案の一部分を減額修正させることが明らかに住民の利益になるというところがあるとすれば、議案を付託された委員会で、執行部に厳しく指摘をし、そして今後の補正予算審議の段階で、増額をする場合だけではなく、事態の推移に応じた減額をするなどの是正方法はあるのです。

議会と執行部の懇親会で、歴代の議長が必ずのように口にしてこられました、「議会と執行部は車の両輪だから」と。この挨拶がむなしくなります。

首長に独断暴走がない限りは、議会と執行部は、一步離れても、二歩は離れずに、住民の日常生活の利益につながることを考えるべきだと、緊張感を持ちながらも敵対をしない距離感を保つことが、行政を停滞させないことだと私は思います。

総額 200 億 5,000 万円という大きな予算は、何も財源が潤沢にあつてのことではなく、財源確保に見えない努力を尽くして、住民のためのお金の使い道として、どのような内容がふさわしいのか、長い時間をかけて、内部調整と意思決定をしてきたものであるはずで

自治体予算は、仕事を発注する 1 年前から検討が始まり、様々な調整を受けながら決められるものです。

小異を許して大同に就く心を僅かばかりでも持って、住民の利益実現を最優先にして、今回の当初予算案は、承認可決されるべきだと私は思います。

議員各位におかれましては、住民の日常生活を左右する行政を 1 日たりとも停滞させてはならないことを深くお考えをいただきまして、当議案へのご賛成をお願い申し上げます。

以上といたします。

○議長（池田信博）

次に、反対者の発言を許します。

11 番：安部 大助 議員

○11 番（安部大助）

私は議第 52 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計予算」のうち、一般社団法人隠岐の島町観光協会補助事業について反対討論を行います。本事業は、協会職員 9 名分の人件費など、約

4,400万円を、町が毎年補助するものであります。

そして、令和6年度においては、組織強化と、隠岐ジオパーク推進機構（DMO）との連携強化を目的に、専務理事を新たに配置するため、10人分の人件費など約5,100万円の補助金が計上されておりました。

私は、専務理事の必要性と住民理解の2点について課題が残ると考えております。

まず1点目の専務理事の必要性です。

観光協会の運営について、長年役場から補助金を交付し、職員の派遣も行うなど、観光振興の要として行政が密接に関わってまいりました。

また、令和4年6月に行われました理事会において、町長が会長に就任されたことは皆様も御存じだと思います。

当時、議会からは、補助金を申請するものと、補助金を出すものが一緒はおかしいとの意見がありましたが、町長自ら、組織再編と運営強化をすると強い言葉もあり、私自身、内心とても期待をしておりました。

しかし、令和4年9月に、議会で行った観光協会に対する調査では、専務理事の身分が不明瞭であったことや、多額の余剰金が積立てられていたことなど、組織体制や会計処理などについて、多くの課題が見つかり、議会から指摘されました。

また、当時の協会の会長から、観光協会の運営について、課題があり、反省の言葉も聞かせていただきました。

そのとき、今までの観光協会の運営に対し、強く危機感を持ちました。

その後、島外からの事務局長の公募、JTBからの社員派遣など、組織体制の改善に向け進め始めたと認識しております。

しかし、先日、委員会にお呼びした観光協会副会長からは、組織体制や組織運営について、2年前と同じような課題と反省の言葉がありました。

町長が直接関与しても変化が見られないということは、組織の在り方自体が問われる事態まで来ていると感じました。

専務理事の配置目的は、「ジオパーク推進機構との業務統合、組織再編、連携強化」とありますが、協会自体が、そのような状態で専務理事を置いてどうこうなるレベルではなく、それができるのは観光協会会長と、ジオパーク推進機構代表の町長しかおりません。

専務理事を置く前に、お互いの組織で協議し、会長、いわゆる町長を先頭に、理事の方々

が一緒になって進めるべきと思います。

次に、2点目に、住民の理解についてであります。

私は、退職者の再就職については賛成です。能力ある方が新たな場所で働くことは、町の活性化に必ずつながると思っています。

しかし、注意を払うべきこともあります。それは、再就職をする先がどういった法人なのかです。特に、行政が多額の補助金や負担金を支出している団体、いわゆる財政的援助団体の再就職については、慎重にすべきとされております。

ある自治体は、職員基本条例をつくり、財政的支援団体の職員の再就職を禁止しております。

また、本町も含め多くの自治体で、「職員の退職管理に関する規則」を策定しております。

特定の営利企業へ就職する場合は、氏名や業務内容を届けることを示されております。

これら規則や条例の目的は、全て住民に対して疑惑や不信を招くような行為の防止を目的としております。

私は今回の専務理事の配置については、時期的なもの、選任方法などから鑑みたとき、役職を配置提案した執行部、配置と人件費を認めた議会、双方に対して住民から疑惑や不信を招く恐れがあると思っています。その可能性が少しでもあるなら、私は予算を認めることはできません。

最後に、もし、元職員の方が、そこに再就職されたときは、住民から不信を招かれないように、そして、その方の能力を最大限発揮できる環境にしていきたいと切に願います。

以上、議第52号「令和6年度隠岐の島町一般会計予算」のうち、一般社団法人隠岐の島町観光協会補助金事業に対し反対をするものであります。

各議員の皆さんにおかれましては、ご理解いただき、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

次に、賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

ほかに、討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の、議第4号「隠岐の島町水道事業給水条例の全部を改正する条例」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第4号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第5号「隠岐の島町職員定数条例の一部を改正する条例」から、議第14号「隠岐の島町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例」までの10件について一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第5号から議第14号までの10件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第15号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議第16号「隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 15 号及び議第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 17 号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から、議第 20 号「隠岐の島町分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」までの 4 件について一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 17 号から議第 20 号までの 4 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 21 号「隠岐の島町漁港設置及び管理条例の一部を改正する条例」から、議第 24 号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」までの 4 件について一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 21 号から議第 24 号までの 4 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 25 号「隠岐の島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 26 号「隠岐の島町公営企業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例」について、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 25 号及び議第 26 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 27 号「隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 29 号「隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」までの 3 件について一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 27 号から議第 29 号までの 3 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 30 号「隠岐の島町共同利用牛舎施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第 35 号「隠岐の島町空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例」までの 6 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 30 号から議第 35 号の 6 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 36 号「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 36 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 37 号「工事請負変更契約の締結について〔令和 3 年度社交金町道中町中条線一本橋橋梁更新工事〕」から、議第 40 号「工事請負契約の締結について〔都万目の民家保存修理工事〕」までの 4 件と、議第 59 号「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港（蔵田地区）ケーソン据付け工事〕」から、議第 62 号「工事請負変更契約の締結について〔3 災 1901 号町道油井 21 号線②道路災害復旧工事〕」までの 4 件、計 8 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第37号から議第40号及び議第59号から議第62号の8件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第52号「令和6年度隠岐の島町一般会計予算」について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成9人、反対6人。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第52号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第53号「令和6年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から、議第58号「令和6年度隠岐の島町下水道事業会計予算」までの6件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第53号から議第58号までの6件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、要望第1号「町内事業者と地域の持続的発展に向けた景気喚起策事業の実施について」を採決します。

本案に対する委員長報告は「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第1号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

最後に、諮問第1号から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の3件を採決します。

本案をお手元に配付しました意見のとおり「可と答申」することに賛成の方は起立願いま

す。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第1号から諮問第3号の3件は、お手元に配付しました意見のとおり「可
と答申」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 4. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から隠岐の島町議会会議
規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査
及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了いた
しました。

会議を閉じます。

これをもって、「令和6年第1回隠岐の島町議会定例会」を閉会します。

(閉 会 宣 告 15時10分)

以 下 余 白